

令和 7 年 3 月 5 日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地

奈良県桜井市大字三輪 4 7 番地 1

医療法人名

医療法人 いぬい耳鼻咽喉科

理事長 乾 洋史

(連絡先番号 0 7 4 4 - 4 4 - 5 5 8 7)

決 算 届

令和 6 年度の決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届け出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



様式 1

事業報告書
(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) ✓

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 いぬい耳鼻咽喉科 ✓

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり) ✓
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 ✓

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県桜井市大字三輪47番1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年8月29日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成15年9月4日 ✓

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	乾 洋史 ✓	診療所管理者
理 事	乾 有佳子 ✓	
同	乾 大樹 ✓	
同	乾 将大 ✓	
監 事	乾 真優子 ✓	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人いぬい耳鼻咽喉科 ✓	2910401294 ✓	奈良県桜井市大字三輪 47番1 ✓	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】番で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】番で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 2月20日 令和5年度決算の決定 ✓

令和6年 2月20日 役員改選の件 ✓

法人名 医療法人 いぬい耳鼻咽喉科
所在地 奈良県桜井市三輪 4 7 - 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 6年12月31日現在)

1. 資 産 額	43,631 千円
2. 負 債 額	17,744 千円
3. 純 資 産 額	25,887 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,249
B 固 定 資 産	17,381
C 資 産 合 計 (A + B)	43,631
D 負 債 合 計	17,744
E 純 資 産 (C - D)	25,887

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 いぬい耳鼻咽喉科
所在地 奈良県桜井市三輪4-7-1

※医療法人整理番号

貸借対照表

(令和6年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	26,249	I 流動負債	4,118
II 固定資産	17,381	II 固定負債	13,625
1 有形固定資産	16,432	負債合計	17,744
2 無形固定資産	337	純資産の部	
3 その他の資産	611	科目	金額
		I 基金	12,000
		II 積立金	13,887
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	25,887
資産合計	43,631	負債・純資産合計	43,631

法人名 医療法人 いぬい耳鼻咽喉科
所在地 奈良県桜井市三輪 4 7 - 1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 1月 1日 至 令和 6年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,004
2 事業費用	92,744
本来業務事業利益	9,260
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,260
II 事業外収益	1,333
III 事業外費用	0
経常利益	10,594
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,594
法人税等	731
当期純利益	9,862

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 いぬい耳鼻咽喉科
理事長 乾 洋史 殿

私は、医療法人いぬい耳鼻咽喉科の令和6会計年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 1 月 10 日
医療法人 いぬい耳鼻咽喉科
監事 乾 真優子